平成２６年（フ）第２８２号
愛知県豊田市聖心町１―７―３　アリビオ聖心2316号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市南塚口町８丁目49番10号　辰己文化
債務者　津田　典洋
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４９７号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷379番地５　セイフ三枡105号室
債務者　神　　孝輔
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５４２号
横浜市中区寿町３丁目11番地８　第２港館311号室
債務者　窪倉　元一
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５５３号
横浜市港北区下田町４丁目６番６号　ハウス岩城101
債務者　渡邉　達也
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６６５号
横浜市都筑区早渕３丁目20番２号　304
債務者　奥寺　直人
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３３号
東京都日野市旭が丘１丁目６番地の２テナ21101
債務者　清水　仁美
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３７３号
静岡県浜松市中区西伊場町76番11号　エピック佐鳴台210号室、前住所静岡県浜松市東区有玉南町891番地の５
債務者　河田　修和
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１３４２号
横浜市泉区上飯田町2141番地15　レオパレスファウィステリア104号
債務者　倉島　洋介
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９０号
静岡市葵区昭府２丁目22番１号　山本荘101号
債務者　望月　　実
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６０号
静岡市駿河区稲川１丁目５番27号　小沼ハイツ403号
債務者　小田　純子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月26日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８６号
静岡市葵区上伝馬10番45号　パークサイド上伝馬202号、旧住所静岡市葵区上伝馬10番33号　コーポグリーンビレッジ202
債務者　大石　真紀
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月26日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2140―719、住民票上の住所奈良県奈良市北登美ヶ丘３丁目５番11号
債務者　奥村　慶子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第６０号
長野県佐久市新子田1776番地１　コマバハイムＢ203
債務者　志摩　一政
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第６４号
長野県小諸市大字柏木24番地１　見晴荘１―２
債務者　富松　憲一
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部